

**「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」に対する
意見提出様式**

1．意見提出者 連絡先

会社名及び団体名	国際環境 NGO FoE Japan （団体として）
所属	
氏名	（担当） 瀬口 亮子
会社及び団体所在地	東京都豊島区池袋 3 - 30 - 8 1F
電話番号	03 - 6907 - 7217
メールアドレス	seguchi@foejapan.org

2．提出意見内容

該当箇所 (ページ、タイトル、行数等)	意見内容
全体として	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月のハイリゲンダム・サミットにおいて、安倍首相の提案により、「2050年までに世界で半減」に合意したことで、日本国内においても、相応の長期目標を設定することは必須となる。本中間報告でもこれに触れるべきである。具体的には、「2050年までに50%削減」（EU並み）、「2020年までに20%削減」（英国並み）の長期・中期目標を設定すべきである。 ・ さらに短期・中期の整合性ある削減計画が不可欠である。今回の第一約束期間においてCDM等の京都メカニズムで数字を合わせ大量の資金を海外に流出させるより、環境税の導入等により国内でのインフラ整備に投資し、次の枠組みづくりを視野に入れた中期・長期目標に対応すべきである。
P10-11 III 京都議定書目標達成計画の見直し 2 対策・施策強化の方向 (1)今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策 エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 <分野横断的事項> (自主行動計画の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標未設定業種への働きかけはよいが、全業種で排出総量と原単位の両方の削減目標を設定することを原則とすべきである。 ・ 現状では達成のメリット、未達成のデメリットがなく、削減が担保されない。目標達成のための制度を強化する必要がある。国内排出権取引制度の導入、もしくは、業界と政府の自主協定等により、目標達成を公約し、未達成の場合の担保措置や責任の所在を明確にするべきである。 ・ 根拠となるデータの迅速かつ十分な開示と第三者による評価が必要である。

<p>P 13 同 < 民生（業務・家庭）部門関連 >（住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「省エネ基準の義務化」を中小規模や既存の住宅にも対象を広げることは排出削減効果が見込め、評価できる。 ・ 省エネ性能の評価にあたっては、かえって電力消費を促進する傾向のある「オール電化住宅」等のエネルギー使用の実態を確認すべきである。
<p>P 14 同 （国民運動）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の社会的環境や地域差を無視した、一律な「1人1日1kg」のスローガンは、言葉が独り歩きするのみで、効果は期待できない。 ・ 特に家庭部門に関しては、都市、郊外、農村等、地域にあった削減方法を地方自治体がイニシアティブをとって行うべきである。
<p>P 14 同 （省 CO2 効果の見える化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者の行動を促すに当たり、「製品等におけるCO2排出量の表示等」は重要である。電気製品等のみならず、輸入食品のフードマイレージや、季節外れの野菜・果物等のエネルギー使用量も見える化を推進すべきである。
<p>P 15 同 < 運輸部門関連 > （自動車単体対策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン税制等のインセンティブは、自動車燃費向上のみでなく、総排出量の観点から小型車に対する優遇を進めるべきである。
<p>P 15 同 （交通流対策・公共交通機関の利用促進等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環状道路の整備」は、自動車利用の促進にもつながるので、削除すべきである。 ・ 自転車専用レーンや駐輪場の整備など、「自転車を利用しやすいまちづくり」を追加すべきである。
<p>P 16 同 < 産業・エネルギー転換部門関連 >（新エネルギー対策の推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーをひとつの柱とした「エネルギー構造の転換」なしに、将来の50%、80%削減はありえない。にもかかわらず、なんら抜本的な導入促進策が盛り込まれていないことは、本中間報告の重大な問題部分である。 ・ R P S 法の目標値を大幅に引き上げるとともに、固定価格買取制度を含めた設置インセンティブを早急に検討すべきである。 ・ 公共施設以外にも、一定規模以上の建築物では、太陽光発電、太陽熱温水器の設置を原則とすべきである。 ・ グリーン電力証書を活用した電気のグリーン購入を促進するため、グリーン購入法の品目として定めるとともに、企業・自治体の会計上の問題をクリアする方策をはかるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス燃料の導入については、国内産・地域産のバイオマス資源、また食糧需要と競合しないバイオマス資源を優先的に利用することを明記すべきである。
P 18 同 京都メカニズムに対する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国内対策を基本として国民各界各層が最大限に努力すること」との前提には、最終報告に向けて検討すべきとの項にある「国内排出量取引」「環境税」が含まれるのか、京都メカニズムとの優先順位が曖昧である。
P 18 同 (2)最終報告に向けて検討すべき事項(国内排出量取引)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入賛成、反対の両論併記はよいが、排出量取引単体でなく、他の政策と組み合わせたポリシーミックスで早急に検討すべきである。
P 18 同 (環境税)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境税は排出権取引と違って、すぐにでも導入可能であり、汚染者負担原則の観点からも最も公平なしくみである。本報告では棚上げするかたちだが、その理由すら明確でなく、極めて問題である。 ・ 環境税の導入にあたっては、自主協定における目標達成の際の免除や、他の税における減税と組み合わせることにより、国民、事業者の理解は十分得られるはずである。 ・ 環境税の税収の用途は、再生可能エネルギーのインフラ整備に充当するとともに、他の減税とのバランスをとって決定すべきである。
P 19 同 3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の中間報告は、新規に盛りこむべき施策については列記されているが、従来の施策の中で見直すべき部分については、個別に述べられていない。国民に対してこれらの検討内容を同時に公開すべきである。 ・ 特に、「原子力設備の利用率の向上」は、非現実的であり、これを前提とした予測に基づき政策を検討することは目標達成を危うくする。